

レンタカー660



レンタカー660 貸渡約款

第1章 総則	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下、「レンタカー」という。)を借受人(運転者含む、以下同じ)に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。</p> <p>尚、この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p> <p>第2条</p> <p>当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。</p>												
貸渡契約	<p>第3条</p> <p>借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始時間、場所(店・営業所)、借受期間、返却場所(店・営業所)、運転者、カーナビ等の付属品の要否、その他の条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲で予約に応ずるものとします。</p> <p>レンタカーご利用手順</p> <p>【予約】</p> <p>1.あらかじめ、お電話又はホームページよりお車のご予約をお済ませください。</p> <p>2.ご出発時間までに、ご来店頂きます。</p> <p>【ご出発前に】</p> <p>3.免許証の提示をお願いします。</p> <p>4.当社のご利用手順、補償内容、料金その他注意事項について説明を受けてください。</p> <p>5.自動車貸渡証をご確認のうえ、ご利用金額をお支払いください。</p> <p>6.当社係員による出庫点検(外観)にお立会いをお願いします。</p> <p>【お帰りの際に】</p> <p>7.ご返却の前に、近くのガソリンスタンドで燃料を満タンにしてお返しく下さい。その際の伝票の提示をお願いします。</p> <p>8.当社係員による入庫点検(外観)にお立会いをお願いします。</p> <p>補償制度</p> <table border="1" data-bbox="247 1456 813 1624"><tr><td>対人賠償</td><td>無制限</td><td>自賠償保険含む</td></tr><tr><td>対物賠償</td><td>1,000万円</td><td>免責5万円</td></tr><tr><td>車両賠償</td><td>査定価</td><td>免責5万円</td></tr><tr><td>搭乗者傷害</td><td>500万円</td><td></td></tr></table>	対人賠償	無制限	自賠償保険含む	対物賠償	1,000万円	免責5万円	車両賠償	査定価	免責5万円	搭乗者傷害	500万円	
対人賠償	無制限	自賠償保険含む											
対物賠償	1,000万円	免責5万円											
車両賠償	査定価	免責5万円											
搭乗者傷害	500万円												



但し、保険約款免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反された事故及び警察への届出がなく、事故が証明されない場合には、補償制度は適用されずお客様のご負担となります。